平成２３年（フ）第３７号
静岡県富士市三ツ沢565番地　やまぼうしｖｉｌｌａｇｅⅠ―203号室、前住所静岡県富士市比奈847番地の６
債務者　野村　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９９号
横浜市南区永田東１丁目31番13号　ハイツ白樺102
債務者　小山　正人
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１号
横浜市港南区日野１丁目９番39号　ソネット港南台403号室
債務者　谷田部美佐子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８８号
神奈川県藤沢市南藤沢９番６―406号
債務者　佐川　隆一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５７号
横浜市旭区善部町117番地　３棟106号
債務者　川邊　久子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１号
愛知県豊川市蔵子６丁目10番地11　ロイヤル新道マンション404号
債務者　樋田　友美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４８号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下62番地13　601
債務者　齊藤　　正
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５３号
愛知県豊橋市草間町二本松55番地　102
債務者　小野田久美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４号
熊本県八代市妙見町214番地
債務者　白石　　晃
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２３年（フ）第３号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦６番地の１
債務者　伊方建設有限会社
代表者代表取締役　佐竹　英信
1　主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の各期日を平成23年５月27日午後１時30分から平成23年６月３日午後１時30分に変更する。
2　決定年月日　平成23年３月８日
松山地方裁判所大洲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４９４６号
大阪市西区新町１丁目14番37号
破産者　株式会社シンテック
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月30日午後４時
平成23年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６号
沖縄県沖縄市上地２丁目２番21号
破産者　有限会社大誠不動産開発
1　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
2　一般調査期日　平成23年４月28日午後１時30分
平成23年３月10日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３９号
佐賀県唐津市海岸通7182番地187、商業登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市山田4915番地171
破産者　唐津木工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
2　一般調査期日　平成23年６月６日午前11時
平成23年３月10日　佐賀地方裁判所唐津支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１４６８号
大阪市此花区梅香１丁目８番８号　高完培方、開始決定時の大阪市此花区春日出南２丁目５番33号
破産者　岡田　和男
1　期日　平成23年５月10日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０号
盛岡市大通３丁目10―40　工藤第７ビル
破産者　特定非営利活動法人いわてＮＰＯセンター
1　期日　平成23年６月８日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月９日
盛岡地方裁判所第２民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９１号
福岡県大牟田市南船津町４丁目３番地８
破産者　中山　秀雄
異議申述期間　平成23年５月９日まで
平成23年３月10日
福岡地方裁判所大牟田支部